

1 ねらい

組織的な対応

2 基本方針

(1) いじめの定義

ア 富木島小学校に在籍する児童が、他の児童から心理的又は物理的な影響を受け、心身の健全な成長や人格の形成に支障をきたすような場合

イ いじめを受けた児童の生命や心身に重大な危機・危険が生じるおそれがあるような場合

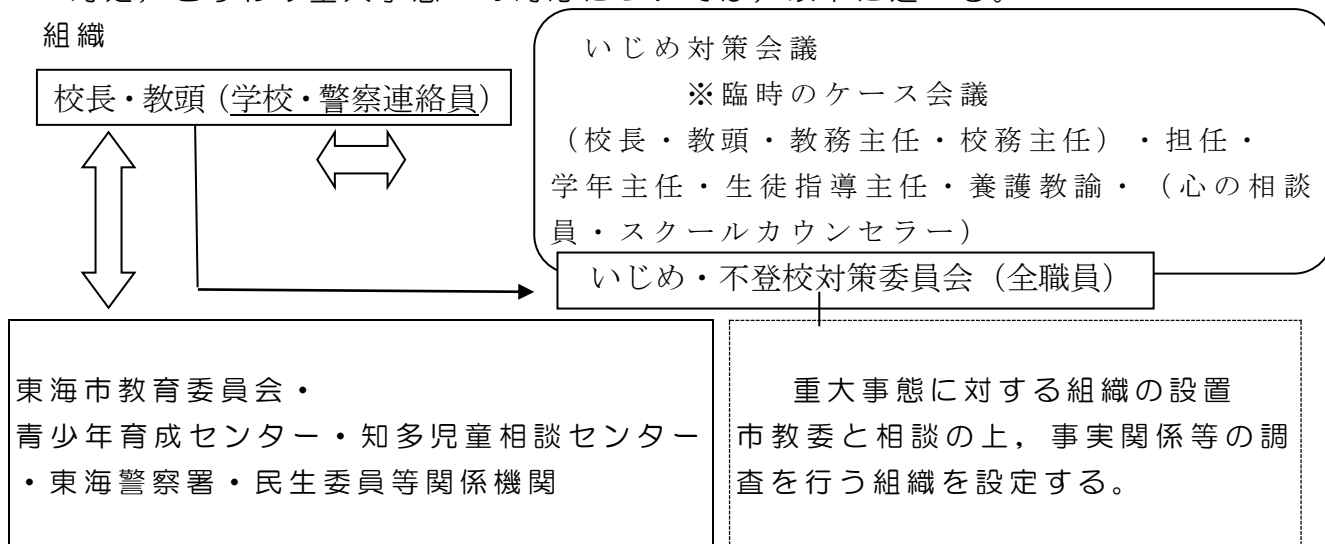
(2) 学校としての基本姿勢

ア 本校の教育活動全体において、「いじめは決して許さない、許されない」という強い信念を全職員が共通認識としてもち、この考え方の下、迅速かつ正確な行動連携を図る。

イ 「いじめ防止対策委員会」を中核とし、校長以下、全職員の役割を明確にしつつ、速やかに事態の正確な情報収集に努め、解決に当たる。

ウ いじめの防止・早期発見のための取り組み、実際に起こった場合のいじめへの対処、とりわけ重大事態への対応については、以下に述べる。

3 組織



4 いじめの未然防止と早期発見（定期的を実施するいじめ不登校対策委員会と連動）

(1) 「特別の教科 道徳」「東海市いじめ未然防止プログラム」, 「日々の朝・帰りの会」等を有効活用し、日頃から児童の「心育て」に尽力する。

(2) 毎朝の健康観察の資料を基に、遅刻・早退・欠席が続く児童については、養護教諭と担任が情報共有しながら、いじめ等がないかを話し合い、早期発見に努める

(3) 学期に1回行う「教育相談」を情報収集の大切な手段と考え、実施する。また、「東海市いじめチェックシート」も活用し、いじめの早期発見に努める。

(4) けが等の手当を行う際にも、けがの原因等、児童の声に耳を傾けながら、いじめがらみの行為がないかどうかを確認する。少しでも心配があれば、児童本人に更に詳細に事情を聞くとともに、担任等にも連絡し、早期対応に努める。

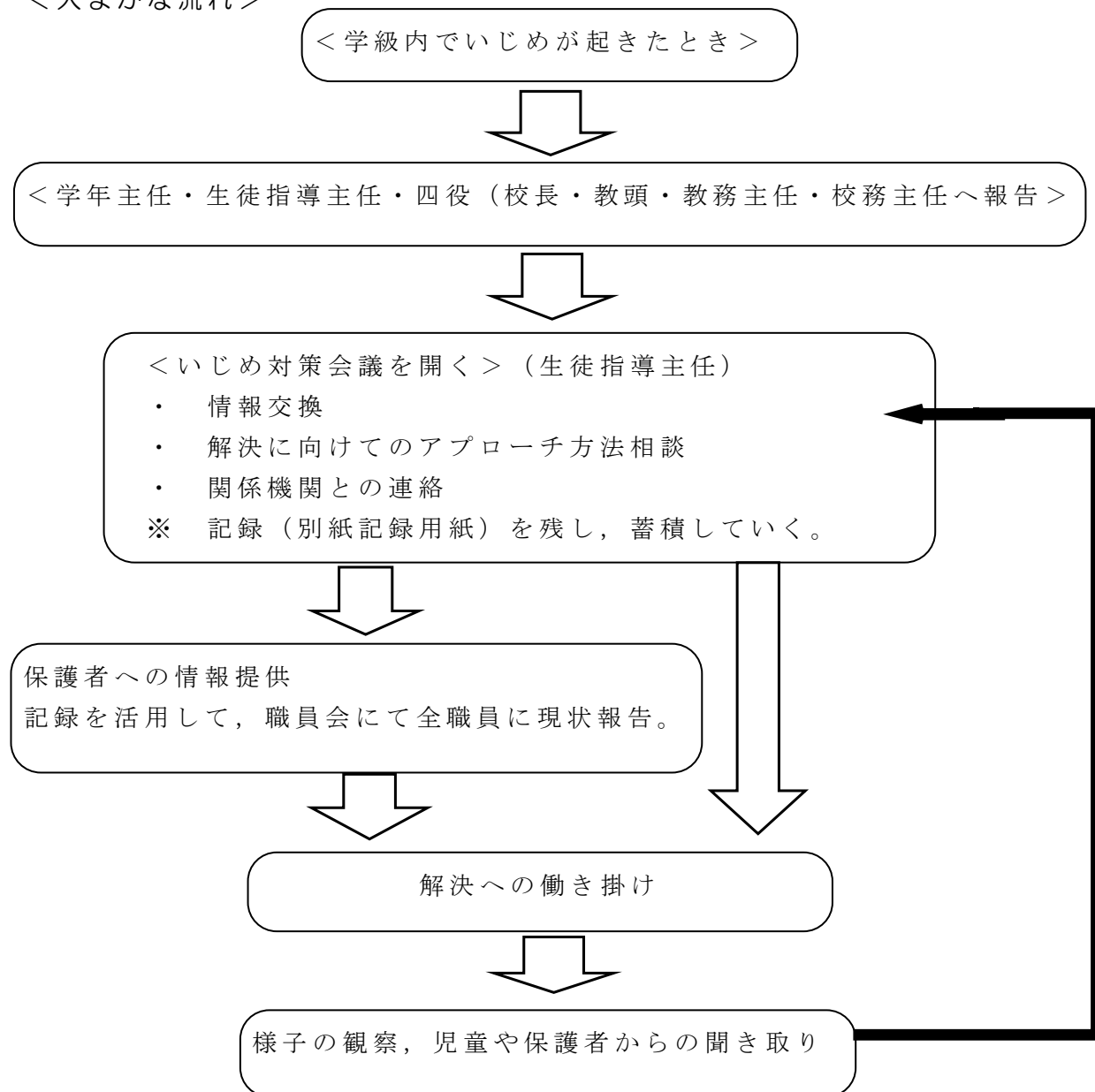
(5) 必要に応じ、心の相談員と面談を行い、記録を活用し、担任と相談を行う。

(6) 職員の校内巡視時にも児童の様子、教室等の環境状況に細心の注意を払う。

(7) 日々、保護者や地域からの情報に耳を傾け、児童の学校外の生活にも目を向けるようにする。

5 いじめに対する措置（いじめ対策会議を緊急に適宜開催）

<大まかな流れ>



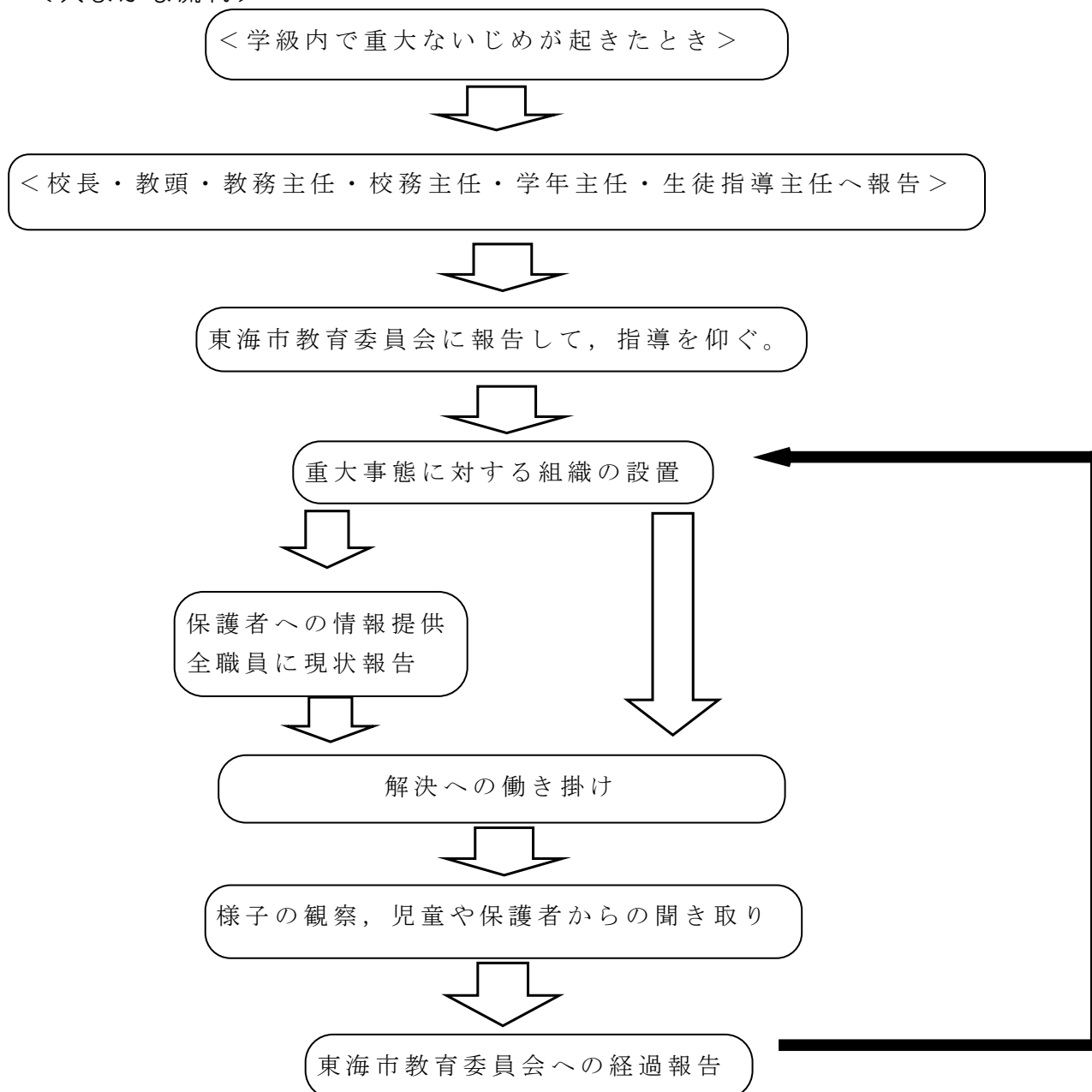
- (1) 当事者双方と周囲の児童から聞き取り調査をし，時系列に記録を取る。関係職員は正確な情報を共有しながら，行動連携を図る。
- (2) 全職員への正確な情報提供と職員個々の役割分担の確認を行う。
- (3) いじめられた児童の保護も視野に入れながら，また，保護者とも相談しながら，必要に応じて，関係諸機関の支援や助言を仰ぐ。
- (4) いじめた側にある児童や保護者について，相手に与える心の痛みや苦しみを理解させ，「いじめは絶対に許されないこと」を訴え，指導する。
- (5) 関係職員は双方の保護者と直接話し合い（別々に，双方一緒に），具体的な方策や今後の対策について，双方が理解納得するまで意見交換する。必要ならば，心の相談員，スクールカウンセラー，関係諸機関も交えて行う。
- (6) 当事者双方の児童，周囲の児童について，心の相談員やスクールカウンセラーは，努めて心のケアに当たる。

## 6 重大事態への対応

＜重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）＞

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

＜大まかな流れ＞



- (1) 重大事態が生じた場合は，速やかに市教育委員会に報告し，指導を仰ぎつつ，設置した組織の委員が中心となり，迅速に事実関係の調査を実施する。
- (2) 調査に関しては，必要に応じて，適切な専門家を加え，その経緯や結果については，いじめを受けた児童と保護者に情報提供する。
- (3) さらに，市教育委員会へは調査結果（いじめを受けた児童・保護者の要望内容があれば含む）を報告し，必要な措置を行う。
- (4) 学校は事例を風化させず，再発防止に向けた取り組みを実施する。